

館山市スポーツボランティア“タテボラ”登録制度実施要項

(目的)

第1条 館山市スポーツボランティア“タテボラ”登録制度（以下「タテボラ登録制度」という。）は、スポーツボランティア活動に熱意をもつ人材の確保及び継続的な活動の促進、スポーツボランティアへの情報提供によりスポーツボランティア活動を円滑かつ効果的に実施することを目的とする。

(活動内容)

第2条 館山市は、スポーツボランティア活動として、次の事業を実施する。

- (1) スポーツボランティアの登録及び抹消
- (2) スポーツボランティアに登録をした者（以下「ボランティア登録者」という。）へのスポーツボランティア募集情報及びその他関連情報の提供
- (3) その他スポーツボランティア活動に必要な事業

(ボランティア登録及び抹消)

第3条 スポーツボランティアの登録及び抹消は、それらを希望する者からの申込みにより逐次行うものとする。

- 2 スポーツボランティアに登録を希望する者のうち、個人の場合はタテボラ登録申込書（様式1-1）、団体の場合はタテボラ登録申込書（様式1-2）により申し込むものとする。
- 3 登録の抹消を希望するボランティア登録者のうち、個人の場合はタテボラ登録抹消申出書（様式2-1）、団体の場合はタテボラ登録抹消申出書（様式2-2）により申し出るものとする。
- 4 ボランティア登録者は登録した情報に変更があった場合、個人の場合はタテボラ登録内容変更届（様式3-1）、団体の場合はタテボラ登録内容変更届（様式3-2）により届け出るものとする。
- 5 館山市は、ボランティア登録者の個人情報を厳重に管理するものとし、当該情報を次に掲げる目的以外に使用してはならない。
 - (1) スポーツボランティア活動に関する開催通知、関連資料発送
 - (2) スポーツボランティア活動を円滑に行うことを目的とする関連情報の通知
 - (3) スポーツボランティア活動参加者へのサービス向上を目的とする関連情報の通知
 - (4) その他館山市がスポーツボランティア活動に有効と判断する情報の提供
- 6 登録を抹消した者の個人情報は、第三者に流用されることのないよう厳重に確認の上、即時消去しなければならない。

(事務)

第4条 タテボラ登録制度に係る事務は、館山市教育委員会教育部スポーツ課において実施する。

- 2 館山市は、必要な事項を電子メール、もしくは他の方法により通知する。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、タテボラ登録制度に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成30年10月1日から実施する。